

文教民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和3年(2021年)3月25日

宇部市議会議長 射場博義 様

文教民生委員長 黒川康弘

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第24号	宇部市特別会計設置条例中一部改正の件	原案可決	食肉センター事業の終了に伴い、当該事業に係る特別会計を廃止するものであり、妥当なものと認めた。
議案第25号	宇部市食肉センター条例廃止の件	原案可決	食肉の生産、流通の変化に伴う食肉センターの利用者数の減少及び施設の老朽化等に伴い、宇部市食肉センターを廃止するものであり、妥当なものと認めた。
議案第26号	宇部市介護保険条例中一部改正の件	原案可決	介護保険法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第27号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件	原案可決	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第28号	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件	原案可決	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議第 29 案号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件	原案可決	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第 30 案号	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件	原案可決	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第 31 案号	宇部市国民健康保険条例中一部改正の件	原案可決	国民健康保険法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、保険料の減額の対象となる所得の基準の見直し、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第 38 案号	アクトビレッジおのに係る指定管理者の指定の件	原案可決	令和3年3月で指定管理者の指定期間が満了となる公の施設に関し、令和3年4月からの指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議第 45 案号	宇部市介護保険条例中一部改正の件	原案可決	介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。